再生可能エネルギー活用推進補助制度のご案内
（令和８年度）

地球温暖化対策及び**災害に強いまちづくり推進**のため、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備を設置する方々に対して、予算の範囲内（先着順）で設置費用の一部を補助します。

※ 申請手続きの前に必ずお読みください

※　令和８年１月に行政書士法の改正に伴い、申請書類等は申請者本人又は行政書士による作成を原則として運用します。

※　令和８年４月６日時点での変更・追記箇所を紫字で記載しております

御嵩町シンボルキャラクター
ミーモくん

御嵩町企画課環境政策係

〒５０５－０１９２　岐阜県可児郡御嵩町御嵩１２３９－１

☎０５７４－６７－２１１１（内線２２４２）

【１．制度の概要】

カーボンニュートラルの取組みの一環として、各家庭からのＣＯ２削減を推進するため、**「太陽光発電設備」・「蓄電池設備」・「Ｖ２Ｈ 充放電設備」**を設置する際の費用の一部を補助します。

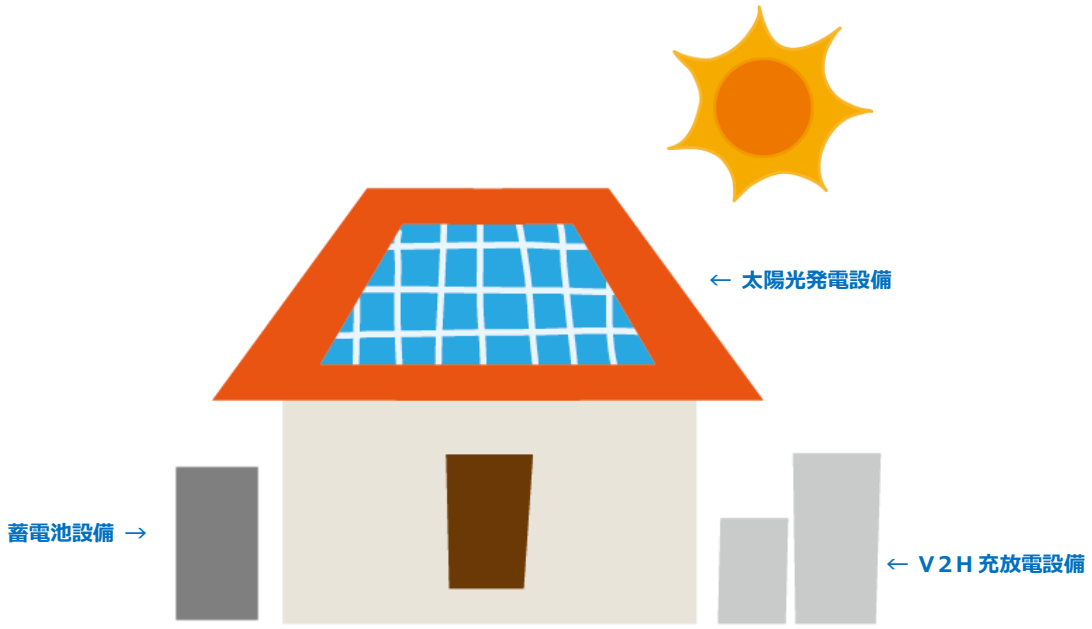

なお、**太陽光発電設備及び蓄電池設備については、大規模災害により甚大な被害が発生した場合、電気を無償で近隣世帯に融通する「共助」の約束をしていただくことを条件**としています。（詳細は５ページをご覧ください。）
こうした取組みにより、環境にやさしい「ＣＯ２削減」と、安全安心なまちづくりのための「災害対策」を同時に実現することを目指しています。

【２．補助対象設備と要件】

■太陽光発電設備

ａ）建物の屋根等への設置に適した、太陽電池モジュールの最大出力の合計値が１０キロワット未満の太陽光発電設備であること。

ｂ）電力会社と系統連系し、余剰電力を売電又は発電した電力を全量自家消費するものであること。

ｃ）一般財団法人電気安全環境研究所（ＪＥＴ）の認証を受けた太陽電池モジュールを使用した設備又はこれと同等と町長が認める設備であること。

※ＪＥＴのホームページを参照 → https://www.jet.or.jp/products/solar/index.html

d）停電時に使用することが可能な**自立運転機能**が構成されていること。

■蓄電池設備

a）前頁の要件を満たす太陽光発電設備を既に所有又は同時に設置し、常時太陽光発電設備と接続するものであること。

b）リチウムの酸化及び還元の作用により電気を供給する蓄電池に加え、インバーター等の電力変換装置を備えた定置型の設備であること。

c）一般社団法人環境共創イニシアチブ（Ｓｉｉ）が実施する「戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ＺＥＨ）化支援事業」の補助対象となる機器又はこれと同等と町長が認める設備であること。

※Ｓｉｉのホームページを参照 → https://sii.or.jp/zeh/battery/search

■Ｖ２Ｈ充放電設備

a）前頁の要件を満たす太陽光発電設備を既に所有又は同時に設置し、常時太陽光発電設備と接続するものであること。

b）一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象となる設備又はこれと同等と町長が認める設備であること。

※次世代自動車振興センターのホームページを参照 → https://www.cev-pc.or.jp/

■全ての設備に共通する要件

a）未使用品であること。

b）リース品でないこと。

c）住宅展示場等に、展示を目的として設置するものでないこと。

【３．補助対象となる方の要件】

ア）**令和８年４月１日以降に購入契約をし、令和９年３月１９日までに補助対象システムを設置完了の上、補助金の交付申請ができる方**。

イ）自ら居住する住宅（２分の１以上が居住用である店舗併用住宅を含む）に補助対象設備を購入し設置する方又は補助対象設備付きの住宅を建築及び購入される方。

ウ）法人等（町内に本店又は主たる事務所を置く法人又は個人事業主（補助金交付申請時点で町内に住所を有している者）をいう。）であって、自らが所有し、自らの事業の用に供する町内の事務所等に補助対象設備を購入し設置する方。

エ）**「御嵩町太陽の恵みご近所支え合い登録」の趣旨（詳細は５ページ）に賛同し、登録していただける方。**（既に登録されている場合を除く。）

オ）町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、放課後児童クラブ利用料、町営住宅家賃、水道料金、給食費、下水道使用料又は下水道事業受益者負担金を**滞納していない方。**

カ）御嵩町補助金交付規則第５条の２第１項各号のいずれにも該当しない方。

キ）この制度に基づく補助金の交付を受けたことが無い方。（補助金交付は設備ごとに１世帯又は１法人等あたり１回限り）

※工事着工後の申請は対象となりませんので、ご注意ください。

【４．補助金額】　※予算の残件数については、お問合せください

■太陽光発電設備　　：１ｋＷあたり２万円（上限１０万円）

＊設備の最大出力値の小数点第３位以下を切り捨て。千円未満の端数は切り捨て。

■蓄電池設備　　：１ｋＷｈあたり２万円（上限１０万円）

＊設備の蓄電容量の小数点第３位以下を切り捨て。千円未満の端数は切り捨て。

■Ｖ２Ｈ 充放電設備　：１０万円（一律）

【５．申請手続き】

予約申込書類一式は工事着工前（おおむね１週間前まで）に、交付申請書類一式は令和９年３月１９日までにご提出ください。

申請手続きの流れ

申請者	御嵩町企画課環境政策係
①予約申込書【様式第２号】 → 工事着工前に	受付（申込内容・添付書類の確認）
添付書類 ・設置計画書【様式第３号】 ・契約書又は見積書の写し（発行日が令和８年４月１日以降） ・設置する建物等の所在地を示した地図 ・工事着工前の状況を示す写真 ※蓄電池設備を設置する場合※ ・太陽光発電設備が既設の場合は、それが確認できる書類及び写真 ※法人等が申請する場合※ ・既築建物の登記事項証明書（発行後３ヶ月以内） ・法人の登記事項証明書又は個人事業主の課税証明書（発行後３ヶ月以内）	職員による審査・現地確認等
予約受付通知書の受領 ←	予約受付通知書【様式第４号】
工事着手	
変更届【様式第５号】 →	受付（変更内容の確認）
工事完了	
②交付申請書【様式第６号】 → 令和９年３月１９日までに	受付（申請内容・添付書類の確認）
添付書類 ・設置概要書【様式第７号】 ・領収金額証明書【様式第８号】又は領収書の写し ・補助対象設備の設置状況を示す写真 ・設備の保証書の写し ・太陽の恵みご近所支え合い登録【様式第１号】（既に登録されている場合を除く。） ※太陽光発電設備を設置した場合※ ・出力対比表 ・自立運転コンセントの設置状況を示す写真 ・電力会社との系統連系が確認できる書類（余剰売電を行う場合） ※法人等が申請する場合※ ・新築建物の登記事項証明書（発行後３ヶ月以内）	職員による審査・現地確認等
交付決定通知書の受領 ←	交付決定通知書【様式第９号】
③交付請求書【様式第１０号】 → 令和９年３月３１日までに	受領
補助金受領 ←	補助金交付

「御嵩町太陽の恵みご近所支え合い登録」とは…

太陽光発電設備及び蓄電池設備の設置にかかる補助金受給者の方々を対象とし、日々の生活において省エネなど環境にやさしい取組みを実践していただくとともに、**大規模災害により甚大な被害等が発生した場合において、電気の供給が復旧するまでの間、自宅に設置した太陽光発電設備の自立運転機能を活用して、発電できる電気を無償で近隣世帯に提供し、地域でお互いに支え合う「共助」を率先して実行していただくことを約束する登録**をいいます。

＜具体的な協力例＞

※非常用コンセントの供給上限１，５００Ｗの範囲で協力

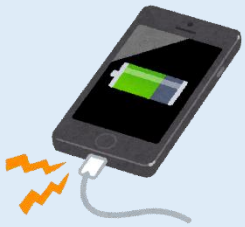

スマートフォンの充電に…

電気ポット・炊飯器・冷蔵庫などの電源に…

・町は、この制度による登録者リストを保管し、大規模災害が発生した際、お住まいの地域の自治会長等に公表する場合があります。

・上記登録者については、大規模災害が発生した際、率先して助け合い協力をおこなっていただきます。

・自立運転機能では利用量が限られるため、最優先課題となる情報の把握や、生命の安全につながる内容から協力してください。

・避難指示などが出た場合は、町の指示に従い、地域支援より避難を優先してください。

・この制度は、補助金受給者に対して可能な範囲で助け合い協力をお願いするものであり、倒壊、故障、経年劣化などの諸事情によって協力ができなかった場合においても補助金の返還は求めません。